

館林特設行政相談所を開設します！

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、幅広い行政分野の相談に応じます。

不動産登記

相続で土地や建物の名義を変更するには？

道路

路面が破損している。



社会保険

年金の受給手続は？

生活に困っており、生活保護を受給したい。

福祉

相談は無料で、予約はいりません(先着順で受付)。秘密は守られます。

日時：9月9日(月)13時30分～16時(受付は13時15分～15時30分)

場所：アゼリアモール A館1階 アゼリアホール(館林市楠町3648-1)

司法書士、行政書士等の資格を有する行政相談委員も参加しますので、併せて

相続・遺言

相続手続、遺産分割、遺言書の作成

成年後見

認知症を患っている親の財産の管理

契約

契約書の作成、契約後の解約

などの民事の相談にも応じられます。



行政相談のマスコット
キクーン

総務省行政相談センター

まぐみみ群馬

(群馬行政監視行政相談センター)

電話番号：0570-090110

または 027-221-1100

館林特設行政相談所会場(アゼリアモール) 駐車場の御案内



- ※ 受付は先着順のため、時間によってはご相談いただけない場合もあります。
- ※ 相談内容によっては、他の窓口を紹介したり、後日回答とさせていただきます。
- ※ 弁護士は参加しませんので、法的問題について、解決に向けた具体的な助言までは受けられない場合もあります。
- ※ 税理士は参加しませんので、具体的な課税額の計算等はできません。